

令和 7 年度

美濃加茂市

空き家除却事業補助金



市民の住環境の改善を図るために
空き家の**除却費用**を一部補助します。



事前相談の受付期間 ※補助金の交付申請前に必ず事前相談が必要です。

令和**7**年**4**月**1**日（火）から令和**7**年**10**月**31**日（金）



美濃加茂市空き家除却事業補助金

1. 「空き家除却事業」で補助の対象になる空き家

下記の要件をすべて満たす空き家が補助の対象となります。

- ☐ ① 空家法※¹第2条第1項に規定する空家等であること。
- ☐ ② 平成28年度以降に実施した空家等実態調査の対象となった空き家であること。
- ☐ ③ 空き家が現に居住する家屋と同一の敷地内にないこと。
- ☐ ④ 補助金の申請時において、所有権以外の権利が設定されていないこと。
(所有者以外の権利が設定されている場合は、同意を得ていること。)
- ☐ ⑤ 国、地方公共団体等から補助金の交付を受けて新築、改築、修繕等をした空き家ではないこと。
- ☐ ⑥ 空家法第22条第2項の規定による勧告の対象になった特定空家等でないこと。
- ☐ ⑦ 公共事業による補償等の対象となっていないこと。

2. 「旧耐震空き家除却事業」で補助の対象になる空き家

上記1の要件に加え、下記の要件を満たすものが補助の対象となります。

- ☐ ① 昭和56年5月31日以前の基準で建築された空き家であること。

3. 「危険空き家除却事業」で補助の対象になる空き家

上記1の要件に加え、下記の要件を満たすものが補助の対象となります。

- ☐ ① 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に準ずるもの。

※1 「空家等対策の推進に関する特別措置法」をいいます。

補助の対象となる者

下記のすべての要件を満たす方が補助対象者になります。

- ☐ ① 空き家の所有権その他の権利を有し、かつ、当該空き家の除却工事ができる者（法人を除く）
(所有権を共有する者がいるときは、合意によって認められた代表者)
- ☐ ② 市税等の滞納がない者
- ☐ ③ この告示に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- ☐ ④ 美濃加茂市暴力団排除条例に基づく暴力団員等ではない者

補助対象経費

- ① 空き家の除却工事費用
- ② 空き家の除却に必要な仮囲い、足場等の仮設工事に要する費用

補助金の額

「補助対象経費」又は「国土交通大臣が定める標準除却費※²に空き家の延べ面積を乗じてた額」のうち少ない方の額に3分の1を乗じて得た額。各事業の限度額は次の表のとおりとする。
(ただし、その額に1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。)

事業名	除却事業者	限度額
空き家除却事業	市内業者	15万円
	市外業者	10万円
旧耐震空き家除却事業	市内業者	20万円
	市外業者	10万円
危険空き家除却事業	市内業者	30万円
	市外業者	20万円

※2 令和7年度は木造 33,000円/㎡、非木造 47,000円/㎡)

手続きの流れ

補助金の申請者

美濃加茂市

ステップ① 事前相談

1. 事前相談 （令和7年10月31日まで）

都市計画課の窓口で「美濃加茂市空き家除却事業補助金」の事前相談を行っています。事前相談の必要書類（うら面1参照）をお持ちください。

2. 現地調査

市の職員が現地調査を行います。

3. 空き家の判定結果

市から判定結果を連絡します。補助金の対象になる空き家である場合、補助金の交付申請を行うことができます。

判定結果の連絡

2週間程度

ステップ② 交付申請

4. 補助金の交付申請 （令和7年11月15日まで）

解体事業者から空き家の除却工事の見積書（費用の内訳がわかるもの）を受け取ってください。都市計画課の窓口へ「美濃加茂市空き家除却事業計画書」及びその他の必要な書類（うら面2参照）を提出してください。

注意）この時点では契約をしないでください。

5. 交付決定通知書の受理

市は申請内容を審査し適合すると認めたときは、補助金の交付を決定し、「補助金等交付決定通知書」を送付します。

交付決定通知書

2週間程度

ステップ③ 工事実施

6. 工事の契約

解体事業者と請負契約を締結し、工事請負契約書を作成してください。

注意）契約は「補助金等交付決定通知書」の通知日よりも後にしてください。

7. 工事の実施

解体工事を実施します。

8. 工事の完了と実績報告 （令和8年1月30日まで）

工事完了後、都市計画課の窓口へ「美濃加茂市空き家除却事業実績書」及びその他の必要な書類（うら面5参照）を提出してください。

9. 確定通知書の受理

市は実績書の内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、「補助金等確定通知書」を申請者へ送付します。

確定通知書

1週間程度

ステップ④ 実績報告

10. 補助金の交付請求

「補助金等確定通知書」を受理後、市へ「補助金等交付請求書」を提出してください。

11. 補助金の受領

補助金の入金を確認してください。

補助金の交付

4週間程度

ステップ⑤ 補助金交付

申請に必要な書類

1. 事前相談

- | | |
|--|--------------------------|
| 1) 建築物の所有者及び建築年が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産納税義務者証明書等） | ☐ |
| 2) 空き家の位置図 | ☐ |
| 3) 配置図 | ☐ |
| 4) 外観の現況写真 | ☐ |

2. 補助金の交付申請に必要な書類

- | | |
|--|--------------------------|
| 1) 美濃加茂市空き家除却事業計画書（様式第1号） | ☐ |
| 2) 補助金等交付申請書（様式第1号） | ☐ |
| 3) 建築物の所有者及び建築年が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産納税義務者証明書等） | ☐ |
| 4) 空き家の位置図 | ☐ |
| 5) 配置図 | ☐ |
| 6) 外観の現況写真 | ☐ |
| 7) 解体工事の見積書（費用の内訳がわかるもの）の写し | ☐ |
| 8) 請負契約を締結する事業者が解体事業者であることを証する書類の写し | ☐ |
| 9) 空き家除却同意書（所有権を共有する者がいる場合に限る。）（様式第2号） | ☐ |
| 10) その他 | ☐ |

3. 変更申請に必要な書類

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1) 補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書 | ☐ |
| 2) 美濃加茂市空き家除却事業計画書 | ☐ |
| 3) 解体工事の見積書（費用の内訳がわかるもの）の写し | ☐ |
| 4) 請負契約を締結する事業者が解体事業者であることを証する書類の写し | ☐ |
| 5) その他 | ☐ |

4. 中止（廃止）申請に必要な書類

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1) 補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書 | ☐ |
|------------------------|--------------------------|

5. 実績報告に必要な書類

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1) 美濃加茂市空き家除却事業実績書（様式第3号） | ☐ |
| 2) 請負契約書の写し | ☐ |
| 3) 除却工事終了後の写真 | ☐ |
| 4) 除却工事に要した費用のわかる領収書の写し | ☐ |
| 5) 産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェストE票）の写し | ☐ |
| 6) その他 | ☐ |

6. 補助金の交付請求に必要な書類

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1) 補助金等交付請求書（様式第7号） | ☐ |
|---------------------|--------------------------|

お問い合わせ先・受付窓口

美濃加茂市 建設水道部 都市計画課 住宅政策係（分庁舎3階）
☎0574-25-2111（内線252・254）

（注意）予算額に達した時点で受付を終了します。